

事務連絡  
令和4年10月27日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定の施設基準における経過措置の届出に係る  
特例的な取扱いについて

基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）により示しているところである。また、施設基準に関する経過措置については、「令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」（令和4年9月7日保険局医療課事務連絡）において、「令和4年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができる」と示したところである。

今般の経過措置の届出について、特定入院料のみの届出を行っている病院であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年10月14日までに届出を完了できず、入院基本料及び特定入院料（以下、「入院基本料等」という。）のいずれも算定できなくなる見込みの病院が生じるおそれがあるところ。

上記の事例に係る取扱いについて、保険診療を維持することの重要性に鑑み、以下のとおりとするので、遺漏のないよう、ご対応をお願いしたい。

なお、本取扱いは令和4年10月限りの取扱いであり、11月以降の算定にあたっては、10月31日までに算定する入院基本料等の届出を必ず行うこと。また、今回の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特例的な取扱いであることに留意すること。

（届出の遅延により特定入院料が算定できない医療機関の取扱い）

1. 当該病棟が一般病棟の場合：一般病棟特別入院基本料607点を算定する。
2. 当該病棟が療養病棟の場合：療養病棟特別入院基本料577点を算定する。
3. 当該病棟が精神病棟の場合：精神病棟特別入院基本料561点を算定する。